

## 第2章 財産に関する記載が争われたもの

## 1 不明確・多義的な記載

- 【29】 「青桐の木より南方地所はXニXニ譲ル」という記載が特定土地の遺贈の趣旨であるとされた事例  
(東京地判平3・9・13判時1426・105)

## 事実関係

昭和32年	Aの二男がAの所有土地(8)(9)(本件土地)上に建物を建築して転居した。
昭和33年	Aも地続きの(10)土地上に建物(本件建物)を建築して転居した。
昭和41年	Aは土地を何筆も購入していたが、妻が死亡し、長男X及び二男にその一部を贈与した。その際、本件土地を分筆登記した。
昭和54年1~3月	Aが入院した。 退院後は本件建物で一人で居住していた。
昭和54年5月23日	Aが死亡した。相続人は長男X及び二男である。なお、二男はその後死亡し、その相続人が本訴の被告Yらとなった。
昭和57年1月	Xの申立てにより家裁がAの遺言書(本件遺言書)の検閲をした。 その内容は、「青桐の木より南方地所はXニXニ譲ル」というもので、日付の記載は「昭和五拾四年一月参拾壹日」とされていた。
備考	Xは他の相続人に対し、主目的に遺贈を、予備的に死因贈与を原因として4筆の土地が上記遺言に記載された土地に該当するとして所有権移転登記手続を求めた。これに対し、Yらは、本件遺言は土地の特

- 【52】 「駐車場に使用中の場所を相続するものとする」との遺言の対象が駐輪場として使用されていた土地を含むと解された事例 (東京地判令2・9・18(令元(ワ)26556))

## 事実関係

昭和32年4月4日	Aは、東京都足立区〇番〇土地について所有権移転登記を経た。
昭和61年3月	Aは、上記土地の仮換地として甲・乙土地を指定された。 Aは甲土地上に共同住宅(以下「本件共同住宅」という。)を建築し、登記を経た。 本件共同住宅は、甲土地の南側に建っていた。
平成5年	甲土地北側は、平成5年頃から本件共同住宅の居住者の駐車場として使用されるようになった。 Yは、Aから甲土地北側部分のうち、乙土地に隣接する部分に自動車一台分の土地を賃借し、自家用車の駐車場として使用するようになった(以下「Y.使用部分」という。)

## 内容見本

(A5判縮小)

定を欠くなどから無効であるとして本件遺言の無効確認を求めた。

争点 本件遺言の記載により対象土地の特定が可能か

Xは、本件遺言文言により遺贈対象土地は特定できると主張した。  
Yらは、同文言の表現では土地の範囲を示すものとしては無意味であると主張した。

## 裁判所の判断

従前のAの意向や土地の現況、占有状況等によれば、対象土地を特定することができる。

(判決の要旨)

- 1 遺言書を解釈するに当たっては、単にその記載のみから形式的に解釈するのではなく、作成当時の事情、遺言者の置かれていた状況などを考慮して、その真意を探究してその趣旨を確定すべきである。
- 2 Aは、従来、長男と二男に財産を均等に譲ろうと考えていた。
- 3 Aは、本件建物内の生活のプライバシーを考慮して土地上に金網付きのフェンスを設置したが、その後も土地の利用状況に変化がなかった。
- 4 青桐の木は地番の境界に植えられているのではなく、土地の特定は地番によるものではなく、現実に存在するものをもってされるべ

## コメント

本件遺言文言だけでは、相続させる対象土地の地番や地積の記載がなく特定されていない。また、対象土地は「駐輪場」とされているが、本件遺言作成時は、駐輪場として使用されていた土地を含んでいた。しかし、裁判所は、従前の土地使用の経緯、甲4の遺言書(これ自体は無効であるが)の記載とも併せて、本件遺言文言を合理的に解釈すれば、対象土地範囲を特定できると解したものである。そして、同土地範囲が実際に駐輪場として使用されていたことは、駐輪場が自動車の駐車場と明確に区別されていたものでもないことなどから、土地を特定する妨げとはならないとしたものである。遺言文言をできるだけ有効となるように解釈することを基本として、事実関係を総合的に考慮することの重要性を示した事例であるといえる。

<参考判例>

- 「〇〇に後を継がすことはできないから離縁をしたい」との文言及び「後継はAにさせるつもりなり」「一切の財産はAにゆずる」との文言の趣旨が争われたが、裁判所は、意思表示の内容は当事者の真意を合理的に探究し、できる限り違法有効なものとして解釈すべきであり、前者は相続人排除の趣旨であり、後者は遺贈の趣旨として解釈され不明確とはいえないとされた事例(最判昭30・5・10民集9・6・657)
- 遺言解釈に当たっては、遺言書の意思を尊重して、合理的にその趣旨を解釈すべきであるが、可能な限りこれを有効となるように解釈すること

相続トラブルを防ぐ 遺言書作成のために!

## 判例にみる

## 遺言解釈のポイント

—趣旨が不明確、多義的、不記載・誤記、実態との相違、抵触など—

編著 赤西 芳文(弁護士・元大阪高等裁判所部総括判事)

遺言解釈が争点となった裁判例から重要なものを5つの類型に分類・整理し、遺言の記載内容に対する裁判所の判断や裁判例の意義、特徴等を解説しています。

遺言解釈のポイントを理解することにより、適切な遺言書作成に役立ちます。

元大阪高等裁判所部総括判事が裁判官の目線で編集しています。

A5判・総頁336頁  
定価4,620円(本体4,200円)  
送料460円  
ISBN978-4-7882-9220-8

0120-089-339 (通話料無料)  
受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日を除く)  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigy@sn-hoki.co.jp](mailto:eigy@sn-hoki.co.jp)



詳細はコチラ!

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!

<電子版>  
定価4,180円(本体3,800円)

